

市民がつくる市民のための自治基本条例策定

自治体情報

人 □ 150,137人

標準財政規模 29,112,558千円

担当課 鳥取県 米子市 企画部協働推進課

電話 0859-23-5375

ホームページ <http://www.yonago-city.jp/index.htm>

事業期間 平成20年度から平成21年度まで

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取り組みに至る背景

目指すは「市民がつくる市民のための自治基本条例」!

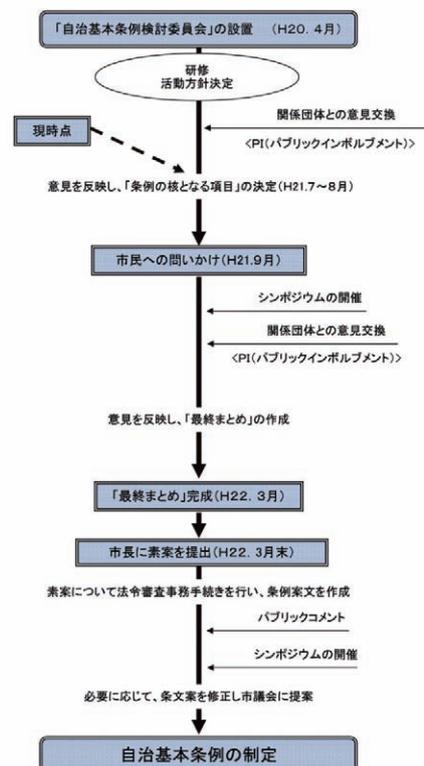
社会情勢の急激な変化や住民ニーズの多様化などを背景にして生じてきた「米子という地域が抱える様々な課題」を、今後解決していき、と同時に「将来の米子を見据えた活動」を今後展開していくためには、「地域をつくっていく上で本来大前提であるはずの地方自治を、今の時代に則した形で再構築していくことが必要不可欠である」との認識にたつて「市民がつくる市民のための自治基本条例策定」事業を展開している。

2 事業内容（目的・目標・方策）

この事業を通して、「地方自治とは何か」ということをひとりでも多くの方が考える機会を設け、ひいては今後の地域運営（まちづくり）につなげていくことを目的とし、市民が「知って・理解して・使いこなせる条例」としていくための「条例づくりの過程」=「米子方式」の確立を目指している。そのために、「市政始まって以来の決断」で、全員が公募委員である「米子市民自治基本条例検討委員会」を組織し、委員（市民）と事務局（行政）がお互いに自立し、お互いの立場の違いを認識し合いながら、対等な関係で、ともに目標に向かって進んでいる最中である（地方自治の実践）。また、「検討委員以外の市民を、いかにしてこの事業に巻き込むか」を活動のテーマにしており、自治基本条例とは「何か・なぜ今必要なのか・出来れば何が変えるのか」などを幅広く市民に伝えていく過程で、広報活動はもちろんのこと、自治についての意見の聴き取りも同時並行的に行なっている。「自治基本条例を制定した」という結果は、このような活動を通しての一つの成果でしかなく、重要なのは、制定に至るまでの過程であると認識している。



米子市民自治基本条例（仮称）検討スケジュール（予定）



3 施策の開始前に想定した事業効果

一部ではあるが、市民の中から新たに「地方自治の必要性・重要性」に目覚める者が現れ、そこから将来に向けて自治の拡がりが出てくると想定。この事業の終了時点では仮に小さなものであっても確実に「地方自治の芽」は芽生え、10年後・20年後には「大きな成果」が現れるのではないかと考えている。

4 導入にあたり工夫・苦労した点、課題、対処法など

(1) 工夫した点（公募委員だけからなる検討委員会の設立）

「市民が市民から意見を聴き取り、市民が市民に活動を広報し

ていく」というシチュエーションが不可欠であるとの方針の下、全員が公募委員である「米子市民自治基本条例検討委員会」(24名)を設立(H20.4.23～H22.4.22)。検討委員会は、条例素案をつくり市長に提出をする役目を担っている。

(2) 工夫した点(条例のつくり方)

委員会内部で「条例素案」をつくってからの市民意見の聴取ではなく、聴取したあとに市民の意見を踏まえて「条例の幹」をつくり、それに対して、市民の意見を踏まえながら肉付けして「条例素案」を完成させていく。

<※PI(パブリックインボルブメント)活動の実践>

(3) 苦労した点(委員との信頼関係の構築)

委員自身に過度な負担がかかる中「いかに委員に主体性・自立心を持ってもらうか」「いかにその必要性を説き、納得してもらうか」が苦労したところで、そのために委員と事務局の間で、ときには「建前なしの本音の議論」を展開し、期間としては「半年以上」をそのために費やした。現在では信頼関係が芽生え、かなりの部分で、事務局主導ではなく委員と事務局との協働作業による「組織運営・活動展開」ができるようになった。 <※地方自治による条例づくりの実践>



5 現在の成果・実績、今後の展開など

(1) 実績(会議の開催:H20.4.23～H21.7.7)

延べ69回の会議を開催 <本会議(20回)、代表者会(9回)、各種企画部会(40回)>

(2) 実績(市民からの意見聴取:H21.7.7現在)

ワークショップ・アンケートにより、市民から約6,410件の意見を聴取(約1,080人)

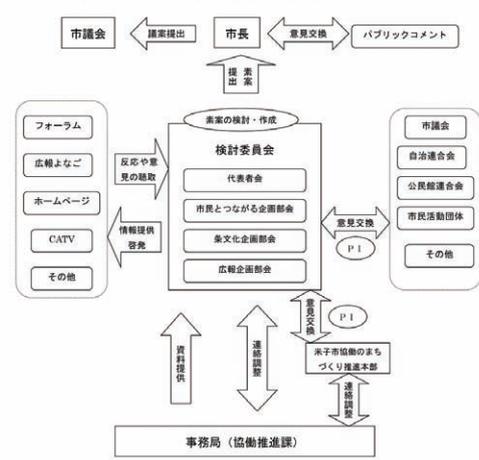
※ワークショップ:約5,310件(約860人) ※アンケート:約1,100件(約220人)

※行政職員(有志)と市議会議員(有志)を含む

(3) 今後の展開

「市民からの意見聴取」「広報活動」を継続して展開し、H22.3を目標に、検討委員会が「条例素案」を作成し、市長に提出する。

【米子市民自治基本条例(仮称)素案の検討・作成フロー】



★PI(パブリックインボルブメント)とは・・・
「PI(パブリックインボルブメント)」とは、合意形成手法の一つで、「パブリックコメント」が「市民に意見を求める制度」であるのに対し、「PI」は「市民に計画策定への参画を求める制度」である。置詞は「市民を巻き込むこと」で、このことから「政策決定の過程において、市民に参画してもらう」という意味で使われるようになった。

予算関連データ 米子市

総額 ①～⑤の計	財源内訳(財源区分:①～⑤)				
	①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
4,625千円	0千円	0千円	0千円	0千円	4,625千円
①～④の名称・所管等	名称				
	所管				
	金額				
	補助率				